

筑西広域市町村圏事務組合職員の退職管理に関する規則

平成 29 年 3 月 9 日

規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員法第 38 条の 2 及び第 60 条第 4 号から第 7 号までの規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 職員の退職管理については、筑西市職員の退職管理に関する規則（平成 28 年筑西市規則第 15 号）の規定の例による。この場合において、同規則第 6 条における普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長
- (2) 消防長

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。